

新振替制度における株式担保取引の事務フロー（公表資料）について

平成20年12月

全国銀行協会

新振替制度における株式担保取引の事務フロー（公表資料）について

全国銀行協会（以下、「全銀協」という。）では、今般、株券電子化後の新振替制度の下での株式担保取引に係る事務手続を示すものとして、標記「新振替制度における株式担保取引の事務フロー（公表資料）について」を取りまとめた（以下、「事務フロー」という。）。

平成 21 年 1 月 5 日からスタートする株券電子化に係る新振替制度では、従来、株券をベースに行われていた取引は、すべて振替口座を通じた取引となる。このことは、株式担保取引も例外ではない。これまでの株式担保取引の多くは、銀行をはじめとする担保権者への株券の占有移転という方法により行われてきた。新振替制度では、担保権設定者の口座から担保権者の口座への振替によらなければならない。したがって、これまでの株式担保実務は大きな変更を余儀なくされる。

銀行取引において利用される株式担保の大宗は略式質とされ、前述のように株券を用いた担保取引が行われている。株券による略式質は、手続的に担保権設定者・担保権者のいずれも簡便であり、コストも低く、また、担保管理上も低コストであるとされ、利便性の高い担保手段として認識されていたところである。

全銀協では、こうした現行の株券をベースにした担保取引の利便性、簡便性を、株券電子化後の株式担保取引においても維持し、資金調達のための金融手段として引き続き株式担保が幅広く利用されるよう、新振替制度の下での株式担保実務について検討を重ねてきたところである。まず、株式担保の設定について、平成 18 年 9 月に「株券電子化に伴う担保設定に関する想定事務フロー（第 1 版）」を取りまとめ、公表し、その後、平成 19 年 4 月には、担保設定に解除、実行の事務フローを加えた「株券電子化に伴う株式担保に係る想定事務フロー（公表資料）について」（以下、「想定事務フロー」という。）を作成、公表した（全銀協 H P <http://www.zenginkyo.or.jp/news/2007/04/25143140.html> 参照）。この他、平成 19 年 12 月には、株券電子化後の株式担保取引に係る有価証券担保差入証の留意点を取りまとめた「株券電子化後の新振替制度における有価証券担保差入証に係る留意事項」（以下、「差入証留意事項」という。）を作成し、同じく公表しているところである（全銀協 H P <http://www.zenginkyo.or.jp/news/2007/12/21150000.html> 参照）。

想定事務フローでは、新振替制度の下での証券会社等の口座管理機関における振替実務に委ねられる部分として、継続検討としていた事項が少なからず存在した。本事務フローでは、その後の関係者における検討、とりわけ、日本証券業協会における振替実務に関する考え方や事務処理手順の検討結果を踏まえ、想定事務フローの該当箇所を修正、追記したものである。また、想定事務フローにおいて、未検討であった担保権設定者の振替元口座の変更手続などは、本事務フローにおいて新たに追加されたものであ

る。以上のような修正、追加により、基本的な事務手続において変更はないものの、想定事務フローから大幅な修正となったこと、また、株券電子化移行を目前に控え、想定事務フローに記載していた内容が多く関係者で共有され、さらに前述の日本証券業協会検討結果により口座管理機関の実務も取り込んだことから、本事務フローは新たな取りまとめとして、そのタイトルから「想定」を外すこととした。株券電子化後の新振替制度において、株式担保取引が円滑に、かつ、これまでと同様の利便性・簡便性が確保された取引として利用されるために、本事務フローが関係者の一定の指針として活用されることが期待される。

なお、本事務フローは、これまでの検討と同様に、株式会社証券保管振替機構（以下、「機構」という。）、日本証券業協会の協力を得ている。また、法律的観点から、葉玉匡美弁護士（TMI 総合法律事務所パートナー）の監修を得ている。

本事務フローで示した設例は、担保権設定者や担保権者の新振替制度への参加形態についてその一例を示すものであり、すべての想定される株式担保に係る事務手続等を示すものではないことは、想定事務フローと同様である。したがって、株式担保に係る事務フローは、あくまでも各行において策定されるものであって、本事務フローが個別銀行の事務手続を一律にルール化するものではない。他方、関係者間の検討の中で、共有された基本的な事項を示すものであり、振替実務に関する取扱いについては、関係法令等にもとづくものであることから、個別に事務手続を策定される場合には、法律の趣旨を踏まえ、新振替制度の運用に支障を来さぬよう、本事務フローの記載内容に十分留意する必要がある。

なお、本事務フローは、今後、新振替制度後の株式取引における実務運用の状況を見ながら、必要に応じて修正等があり得ることにご留意いただき、ご意見、ご質問等があれば、当協会事務局までお寄せ願いたい。

平成 20 年 12 月
全 国 銀 行 協 会

【追加・修正履歴】

日 付	事 項
平成 20 年 12 月 15 日	事務フロー作成・公表。
平成 20 年 12 月 26 日	【別添】「別添 3：口座振替受付整理票（質権設定用・譲渡担保用）」および「別添 5：口座振替受付整理票（質権担保返戻用・譲渡担保返戻用）」の受付文言を一部修正。

新振替制度における株式担保取引の事務フローについて（目次）

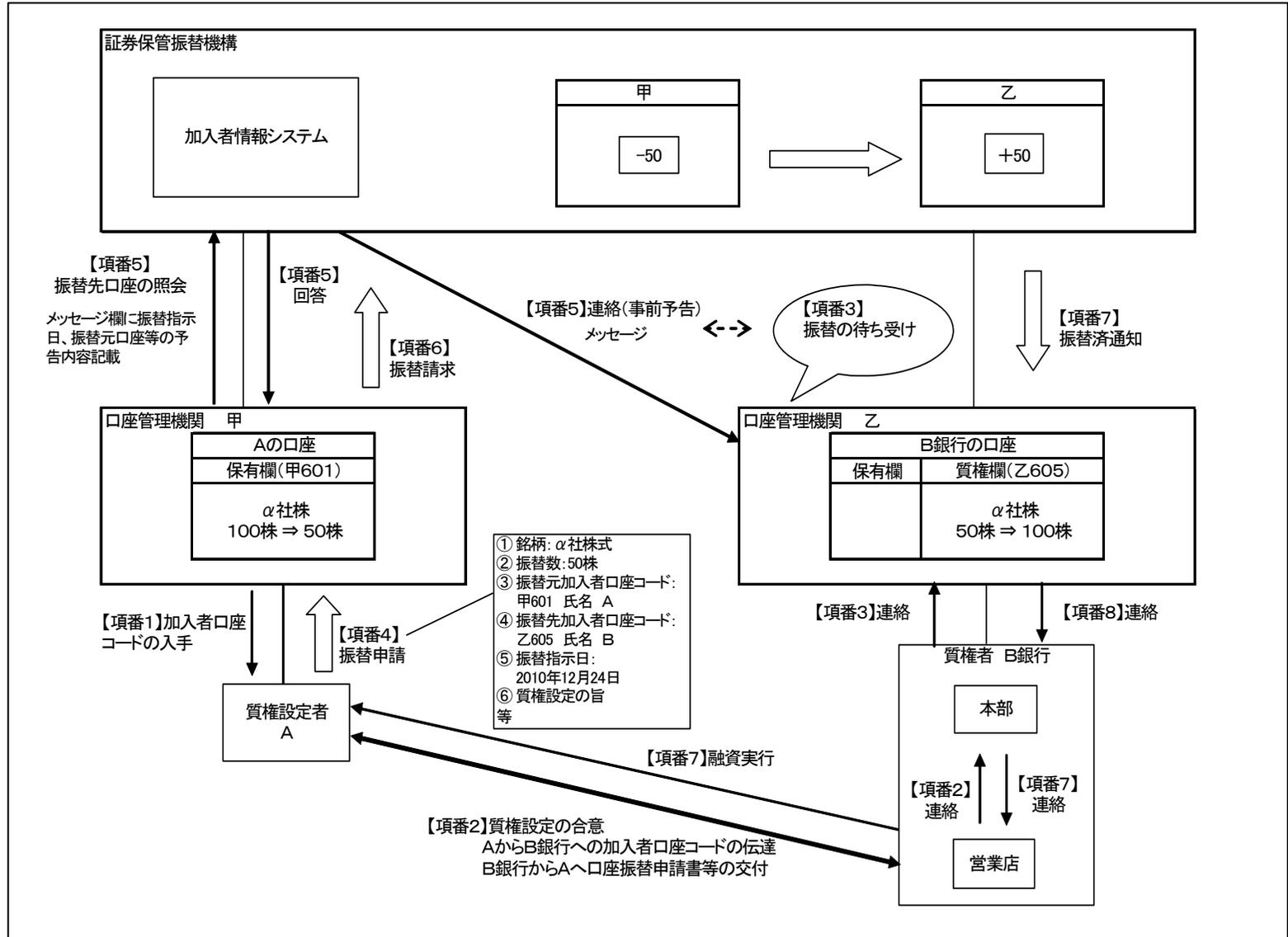
【1. 設定】	4 頁
【2. 解除】	13 頁
【3. 実行】	16 頁
【4. 担保権設定者の振替元口座変更時の取扱い】	19 頁
(1) 担保権設定者の振替元口座変更（設定者死亡による相続のケース）	19 頁
① 《ケース1》新旧の両設定者の口座とも同一の口座管理機関にある場合	20 頁
② 《ケース2》新設定者、旧設定者の口座が異なる口座管理機関にある場合	25 頁
(2) 担保権設定者の振替元口座変更（単に同一設定者が口座変更するケース）	30 頁
【別 添】		
別添1：株券電子化後の新振替制度における有価証券担保差入証に係る留意事項		
別添2：口座振替申請書（質権設定用・譲渡担保用）（日本証券業協会作成）		
別添3：口座振替受付整理票（質権設定用・譲渡担保用）（日本証券業協会作成）		
別添4：口座振替申請書（質権担保返戻用・譲渡担保返戻用）（日本証券業協会作成）		
別添5：口座振替受付整理票（質権担保返戻用・譲渡担保返戻用）（日本証券業協会作成）		

【1. 設定】

- ・ A
 ー 質権設定者
- ・ B
 ー 質権者（銀行）
- ・ 甲
 ー 設定者側の口座管理機関（Aの取引証券会社など）
- ・ 乙
 ー 質権者（銀行）側の口座管理機関（Bの直近上位機関）

※質権者、質権設定者とも口座管理機関に口座を開設する加入者として制度に参加する場合を想定。

※実際の加入者口座コードは、口座管理機関コード（5桁）、顧客ロコード（2桁）および加入者口座番号（14桁）の計21桁となる（【2. 解除】、【3. 実行】のフローにおいても同様）。



	項目	基本事項	備考
1	質権設定者Aの事前準備	<p>○ 質権設定の合意に先立って、質権設定者Aは、口座管理機関甲に対し、自己のA口座の加入者口座コード（甲 601）を問い合わせ、当該情報を入手する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 担保には質権と譲渡担保があり得るが、ここでは便宜上質権とする。 「加入者口座コード」とは、新振替制度において加入者の口座を特定するために機構が定める21桁の番号をいう（口座管理機関コード5桁、顧客ロコード2桁および加入者口座番号(保振制度の実質株主管理番号に相当するもの)14桁で構成される。)
2	質権設定の合意	<p>○ 質権設定者AとB銀行（質権者）との間で質権設定の合意をする。具体的には、AはB銀行宛に有価証券担保差入証（以下、「差入証」という。）を差入れる。差入証の取扱いにあたっては、以下の事項について留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> Aは、B銀行に対して、甲に開設しているA口座の加入者口座コード（甲 601）を伝える。 振替指示日（例えば、2010年12月24日）を決める。 	<ul style="list-style-type: none"> 株券電子化後の新振替制度における差入証の記載事項については、差入証留意事項【別添1】参照。 Aの加入者口座コードをB銀行へ連絡する方法については、A－B銀行間の取決めによる。 振替指示日とは、振替申請に当って振替（実行）日として指定する日である。後掲のとおり、口座管理機関甲により振替請求がなされ【項番6】、機構から乙に振替済通知【項番7】がなされる日を当該指示日とする振替のオペレーションが行われる。 実務上は、A－甲間で、振替指示日および振替申請をする日（【項番4】参照）を決めておくと、【項番5】の手続・管理が容易となる。

項目	基本事項	備考
	<p>○ B銀行は、本質権設定に係る株式の振替について、Aが甲に対して行う振替申請に必要な「口座振替申請書(質権設定用)」「別添2」および「口座振替受付整理票(質権設定用)」「別添3」を作成し、Aに交付する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質権者(銀行)は、事前に「振替指示日≠振替制限日」であることをチェックする必要がある(注)。 (注) 振替制限日とは、機構が、特定の銘柄の振替株式等について定める振替をしない日であり、具体的には、非対等合併が行われるとき(消滅会社銘柄)の効力発生日の前営業日等の場合である。 ・ 左記申請書等は振替申請者であるAが記入する必要があるが、誤記入防止等の観点から、ここでは、B銀行が必要項目を記載したものを作成し、Aに交付する取扱いを想定している。振替株式の明細、数量等、前記差入証との記載の一致を確認したうえで交付する。 ・ B銀行が当該書類を作成する場合は、日本証券業協会が作成した「口座振替申請書」【別添2】および「口座振替受付整理票」【別添3】を統一様式として参照し、作成する(質権の場合は「質権設定用」、譲渡担保の場合は「譲渡担保用」を使用(当該申請書等の用紙サイズはA4とする。)。なお、当該様式は、質権設定用と譲渡担保用の兼用となっており、いずれかに○を付すこととされている。) ・ 上記様式について、B銀行は必要な範囲でカスタマイズすることができる。カスタマイズ可能な項目としては、以下を参照。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「質権設定用」、「譲渡担保用」いずれかの専用とし、兼用様式としないことは可。 ➢ 「<振替先(受方)口座明細>」の「部支店名」欄・「部支店コード」欄を省略することは可(ブランクとする場合は斜線等を示す。)

	項目	基本事項	備考
		<p>○ 上記取扱いにおける質権設定者である顧客（A）への説明については、特に以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 証券会社（口座管理機関甲）の規定に従い振替元口座を維持する必要があること。 ・ 振替に際しては、証券会社（口座管理機関甲）所定の振替手数料が掛かることがあること。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「＜振替先（受方）口座明細＞」の「口座名」欄は、当該担保権者が直接口座管理機関の場合は記載を要しないこと（ブランク扱いとすることは可（ブランクとする場合は斜線等を示す。）。 ➤ 「質権株式の株主・特別株主の加入者口座コード」：転担保の利用が想定されない場合は不要とすることは可。 ➤ 「社用欄」：B銀行の銀行使用欄を設けることは可。 ➤ 「＜振替株式等の明細＞」欄の行数を増やすことは可。 ➤ 「メッセージ欄」は、使用しない場合は省略することは可。 <ul style="list-style-type: none"> ・ B銀行作成書面枚数は、申請書2枚（甲の内部処理）、整理票1枚（甲からAに交付）の計3枚とする。 ・ 振替元口座維持について、差入証上の取扱いについては、【別添1】参照。

	項目	基本事項	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ・ Aが口座管理機関甲の窓口において振替申請をするタイミングは、上記のA－B銀行間で取り決めた振替指示日にもとづき、振替（実行）日を先日付的に取り扱うことが可能な期間内で適切に行う必要があること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券会社の振替実務上、振替に要する日数は、振替申請日から振替（実行）日まで、最短4営業日（振替申請日を含む）とされている（なお、口座管理機関間の個別の合意があれば短縮することも可能。質権設定者の取引口座管理機関が間接口座管理機関である場合など、参加形態によっては、振替申請日を含め4営業日以上要する可能性があることに留意）。 ・ 上記実務を前提として、振替（実行）日を先日付的に取り扱うケースでは、「振替指示日」を「申請日から3営業日以降9営業日以内の営業日の間で指定することができる（【別添2】の「振替ご指示日」欄参照）。 ・ 上記の取扱いを踏まえ、振替申請日が振替指示日と齟齬を来さぬよう、Aに対して、所定の期間内にできるだけ早めに申請を行うよう説明する必要がある（振替申請時、振替先口座照会（Web照会）、振替（実行）日に関する先日付的なタイムスケジュールについては、後掲【資料】参照）。
3	B銀行から乙への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ○ B銀行は、乙に対して、【項番2】においてAと合意した事項（振替指示日、銘柄・株式数、Aの加入者口座コード等）を連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ B銀行の営業店－本部間における情報の連絡方法については、個別質権者の取扱いによる。 ・ B銀行から乙に対する連絡方法および連絡内容については、個別口座管理機関－質権者間の取決めによる。 ・ 乙は、B銀行から連絡を受けた情報により、甲からの振替の「待ち受け」管理が可能となる。この連絡事項には、紐付けのためのレファレンス番号等（【別添2】の「メッセージ」欄に記載した情報等）も考えられる。なお、Aが個人

	項目	基本事項	備考
			<p>ないし本件担保に係る債務者がAと異なる個人である場合、当該紐付けのための情報を特定個人と1対1で紐付けがなされるようなもの（ex. CIF番号）とすることは、個人情報保護の観点から問題があると考えられるので留意が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【項番5】の甲による振替先口座の事前照会手続（加入者情報Web端末による振替先口座照会の取扱い）により、乙は、振替に先立ちB銀行から連絡を受けた情報の確認が可能となる（Aが振替申請したことを確認することができる実質的な照合作業）。
4	Aから甲への振替申請	<ul style="list-style-type: none"> ○ Aは【項番1】でB銀行から交付された「口座振替申請書」および「口座振替受付整理票」を甲に提示し、口座振替を申請する。 ○ Aからの口座振替申請を受け付けた甲は、Aに対して「口座振替受付整理票」を交付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・【項番2】備考欄記載のとおり、先日付的取扱いを前提として、Aが甲に対して振替申請を行うよう促す必要がある（【項番2】の基本事項および備考欄を参照）。
5	甲による事前照会手続	<ul style="list-style-type: none"> ○ 甲は機構に振替先口座（乙におけるB銀行の口座）の有無の照会を行う。 ○ 機構は、甲からの照会を受けたときは、甲に対して照会結果を通知するとともに、乙に照会を受けた状況を通知する。 ○ この通知が乙（およびB銀行）にとって振替の事前予告となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・証券界の取扱いでは、左記の事前照会手続（振替先口座照会）は、原則として機構が提供する加入者情報Web照会により、振替申請受付後できる限りすみやかに（振替申請日を含め3営業日以内を目途）行うこととされている。なお、株券電子化移行後の一定期間（6カ月程度を目途）は、FAXによる取扱いが並存することが予定されており、甲においてFAXを選択する場合は、乙（およびB銀行）にて注意する必要がある。 ・左記の事前照会通知により、乙（および乙を通じてB銀行）

	項目	基本事項	備考
			<p>は、Aから甲に対し、上記【項番2】の合意にもとづく振替申請が行われたこと、振替指示日に質権設定のための振替請求が行われることが分かるとともに、振替内容の事前確認、B銀行内での融資実行の準備等の対応が可能となる（【項番3】備考欄参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮に、左記照会通知が来ないことにより、Aによる振替申請が遅れていることが判明した場合などにおいては、「Aに振替申請の実行を促す」とする取扱いにより、手続を進めることが可能となる。
6	甲による振替請求	<p>○ 甲は機構宛に振替請求を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 証券界の取扱いでは、甲は振替実行日の前営業日に、機構に対して前日振替請求を行うこととされている。また、Aから甲に対する振替申請の先日付的取扱いを前提として、甲では、申請受付後振替実行日の前営業日まで当該申請の期日管理を行うこととされている。 甲は、口座振替申請書のメッセージ欄に記載された内容は、B銀行において必要情報であることから、振替請求電文に必ず入力することが求められる（【項番3】備考欄参照）。
7	乙による振替確認	<p>○ 乙では、振替済通知によって当該振替が完了したことを確認し、B銀行の質権欄に記録する。</p> <p>○ その際、当該振替済通知の銘柄、株数、B銀行の加入者口座コード（乙 605）、Aの加入者口座コード（甲 601）などにより、振替先口座の確認を行うとともに、上記【項番2】においてB銀行より連絡された内容との一致の有無を確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 担保権設定の効力は、当該記録（口座管理機関乙に設置された振替口座簿上でのBの質権欄へ残高の記録）により生ずる。 振替により担保株式の届出が同時に行われない場合には、乙から担保株式の届出を行う（当該届出の情報は、甲に通知される）。 乙は同時に機構の加入者情報システムにアクセスして、A

	項目	基本事項	備考
			の加入者口座コード番号（甲 601）からAの住所・氏名情報を入手することが可能。
8	乙からB銀行への連絡	○ 乙は当該振替完了の旨をB銀行に連絡する。	・ B銀行は、Aの加入者口座コード等によって、債務者・融資案件との紐付きを確認する。

【資料】振替申請・振替先口座照会・振替（実行）日のタイミング

振替指示日をXとした場合の振替申請のタイミング（振替申請において、振替指示日は申請日から3営業日以降9営業日以内の営業日を指定）

X-9	X-8	X-7	X-6	X-5	X-4	X-3	X-2	X-1	X
申請受付		Web照会						前日振替請求	振替(実行)日
	受付		Web照会					前日振替請求	振替(実行)日
		受付		Web照会				前日振替請求	振替(実行)日
			受付		Web照会			前日振替請求	振替(実行)日
				受付		Web照会		前日振替請求	振替(実行)日
					受付		Web照会	前日振替請求	振替(実行)日
						受付		Web & 前日振替請求	振替(実行)日

現行処理日程（振替日を含め4営業日）

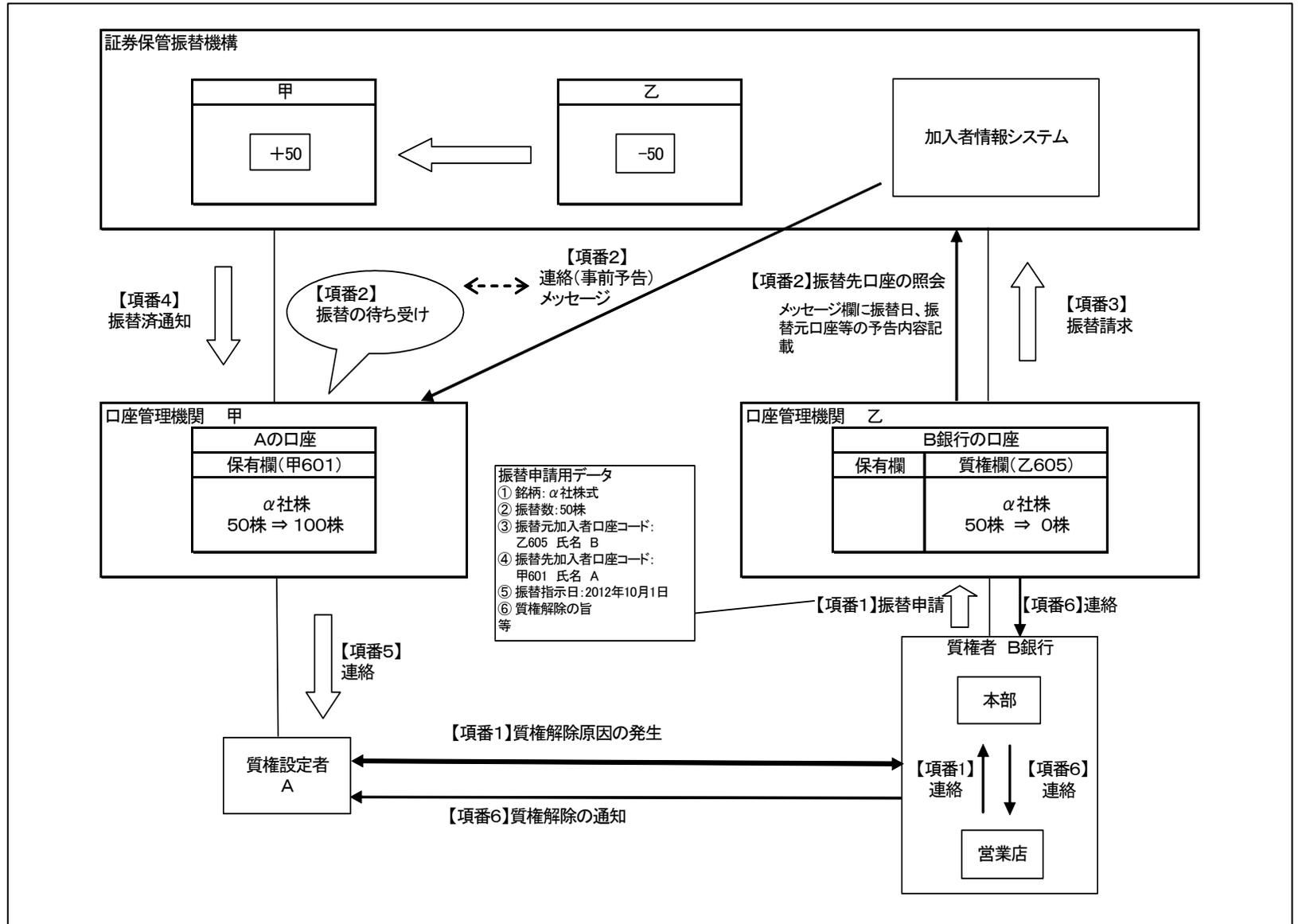
口座管理機関甲では、口座管理機関乙に開設されたB銀行の口座の加入者情報Web端末による照会を、振替申請を受け付けてからできる限りすみやかに（申請受付日を含めて3営業日以内を目途）

口座管理機関甲は、Aからの振替申請を受け付け、Web照会を行った後、振替実行日前日（X-1）まで振替の先日付管理を行う

【2. 解除】

- ・ A
－ 質権設定者
- ・ B
－ 質権者（銀行）
- ・ 甲
－ 質権設定者側の
口座管理機関（Aの
取引証券会社など）
- ・ 乙
－ 質権者（銀行）
側の口座管理機関
（Bの直近上位機
関）

※質権者、質権設定者とも
口座管理機関に口座を開
設する加入者として制度
に参加する場合を想定。



	項目	基本事項	備考
1	質権解除原因の発生、AからB銀行への質権解除依頼	<p>○ 被担保債権の弁済等、質権解除原因の発生。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 担保には質権と譲渡担保があり得るが、ここでは便宜上質権とする。 担保解除に当たっては、質権者所定の取扱いによる。解除依頼書の提出を求める場合、返戻先口座は、当該依頼書記載の口座（返戻先の加入者口座コードの記載）とする取扱いが考えられる（【別添1】の差入証留意事項参照）。【1.設定】【項番1】と同様に、本項目の手續に先立って、Aは、自己の口座である返戻先の加入者口座コードを当該口座開設先の口座管理機関に問合せ、当該コード情報を入手する必要がある。 振替申請から実際にAの口座に振替えられる振替（実行）日までは、一定の期間を要する（振替申請日を含め最短4営業日）ことから、解除を受け付ける際には、このことを説明する必要がある（Aにおいて当該株式の売却を予定している場合や、別途担保設定を予定している場合があり得るため）。
2	B銀行から乙への振替申請	<p>○ B銀行は乙に「口座振替申請書（質権担保返戻用）」【別添4】および「口座振替受付整理票（質権担保返戻用）」【別添5】を提示し、質権解除にもとづく当該株式の返戻のための口座振替を申請する。</p> <p>○ B銀行からの口座振替申請を受け付けた乙は、B銀行に対して口座振替受付整理票を交付する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 左記の取扱いは、日本証券業協会が作成した「口座振替申請書」【別添4】および「口座振替受付整理票」【別添5】の統一様式による（質権の場合は質権担保返戻用、譲渡担保の場合は譲渡担保返戻用。当該申請書等の用紙サイズはA4とする。）。 なお、B銀行－乙間の振替申請手續については、上記以外に個別契約関係等にもとづき別途の方式で行われることがある。

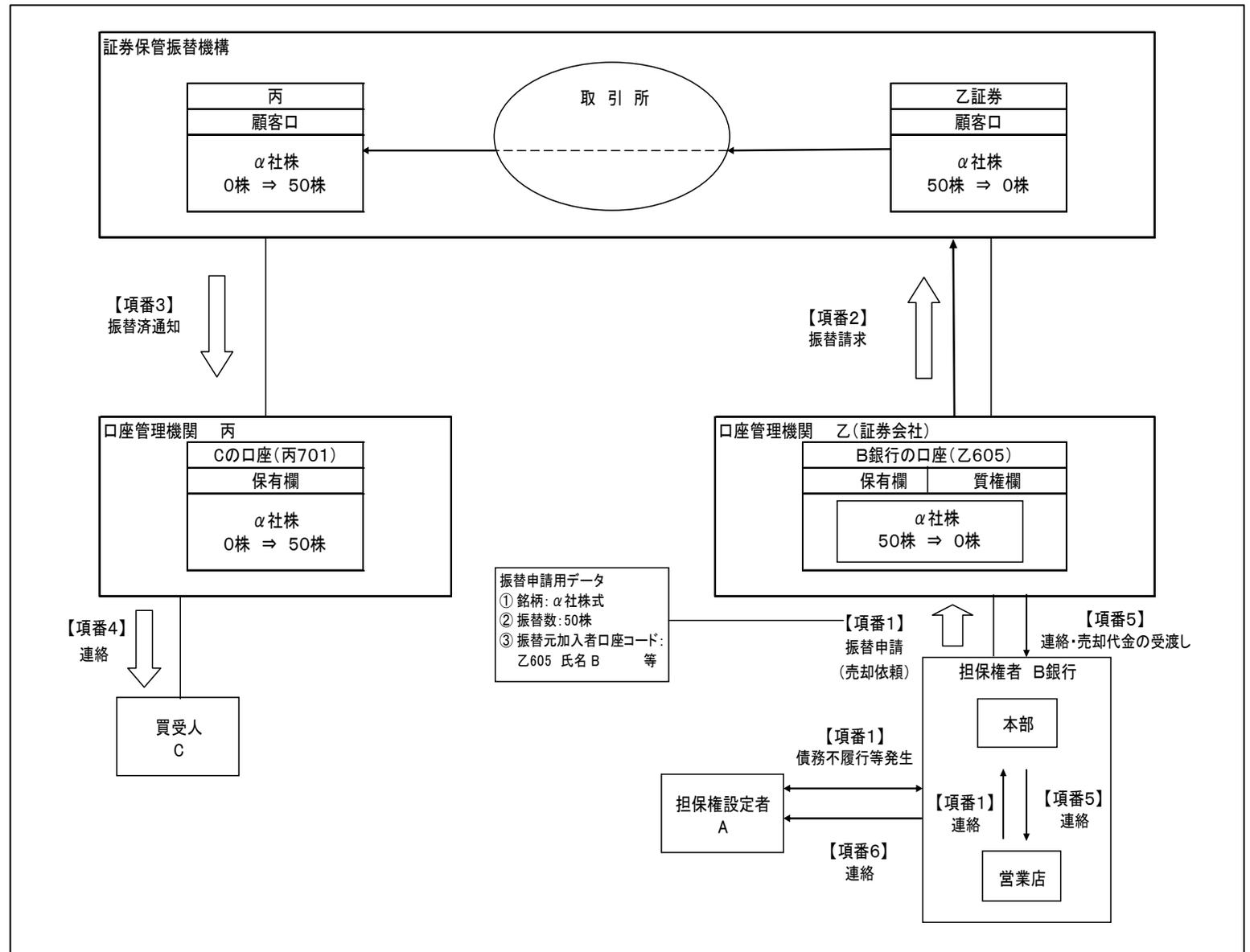
	項目	基本事項	備考
			<ul style="list-style-type: none"> 振替に要する日数は、設定時と同様の取扱いとなる。基本的な申請受付から振替請求（【項番3】）までの処理は、日程も含め、証券会社の事務フローによる。
3	乙による事前照会手続	<ul style="list-style-type: none"> 乙は、機構に返戻先口座（甲におけるAの口座）の有無の照会を行う。 機構は、乙からの照会を受けたときは、乙に対して照会結果を通知するとともに、甲に照会を受けた状況を通知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 乙の照会は、設定時の取扱いと同様に、機構の提供する加入者情報Web照会による。 証券会社の振替実務上、振替に要する日数は、振替申請日から振替（実行）日まで、振替申請日を含め最短4営業日とされている。
4	乙による振替請求	<ul style="list-style-type: none"> 乙は機構宛に振替請求を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 「担保株式の届出（解除）」を同時に行わなくとも、総株主通知時に自動処理されるが、乙が「担保株式の届出（解除）」を行うことも可能（当該解除の情報は、甲に通知される。なお、担保株式の届出の解除は、α社株50株全部の担保解除がされたときに行う。）。
5	甲による振替確認	<ul style="list-style-type: none"> 甲は、振替済通知によって当該振替が完了したことを確認し、Aの保有欄に記録する。 	
6	甲からAへの連絡	<ul style="list-style-type: none"> 甲は、当該振替完了の旨をAに連絡する。 	
7	B銀行からAへの連絡	<ul style="list-style-type: none"> 乙は、質権解除に伴う振替が完了した旨の連絡をB銀行に行う。 連絡を受けたB銀行は、Aに対し、質権解除に伴う振替が完了した旨の連絡を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 乙からB銀行に対する連絡の要否およびタイミング、連絡内容等については、個別口座管理機関－質権者間の取決めによる。

【3. 実行】

- ・ A
- 質権設定者
- ・ B
- 質権者（銀行）
- ・ C
- 買受人
- ・ 乙
- 質権者（銀行）側の口座管理機関（Bの直近上位機関）
- ・ 丙
- 買受人側の口座管理機関（Cの取引証券会社など）

※質権者、質権設定者、買受人とも口座管理機関に口座を開設する加入者として制度に参加する場
合を想定。

※実行方法には取引所取引のほか、相対取引も考え
られるが、ここでは取引所
取引を想定。



	項目	基本事項	備考
1	B銀行から乙への振替申請	<ul style="list-style-type: none"> ○ 債務者の債務不履行等、質権実行原因の発生。 ○ B銀行は乙に対し、質権実行にもとづく担保株式の市場売却を依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引所取引は、取引所における取引資格を有する証券会社等の口座（売買を制限されていない口座）を通じて行うことになる。したがって、質権者である銀行が直接口座管理機関である場合、B銀行の上位口座管理機関乙が当該取引資格を有しない場合、B銀行の口座が担保専用口座である等売買に利用できない約定が存在する場合には、いったん当該取引資格を有する証券会社等に開設した銀行名義の通常の口座に担保株式を振替えるなどの必要がある点に留意（ここでは、B銀行の上位口座管理機関乙は証券会社であり、通常の口座に株式が記録されているという前提）。質権の実行に当っては、B銀行の質権欄から保有欄への振替を行う場合、質権欄から直接振替による場合等が考えられるが、この処理は、乙の取扱いによる。 ・ 「担保株式の届出（解除）」を同時に行わなくとも、総株主通知時に自動処理されるが、乙が「担保株式の届出（解除）」を行うことも可能（当該解除の情報は、甲に通知される。なお、担保株式の届出の解除は、α社株50株全部の担保解除がされたときに行う。）。
2	乙による担保株式の売却	<ul style="list-style-type: none"> ○ B銀行から質権実行にもとづく振替申請を受けた乙は、取引所取引による方法で担保株式の売却を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乙による取引所取引は、証券会社等で行われる一般的な事務フローに準ずる。
3	乙からB銀行への取引報告	<ul style="list-style-type: none"> ○ 売却約定が成立したら、乙はB銀行に対して取引報告書を送付するとともに、約定日の3営業日後に売却代金を 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乙からB銀行への振替（売却）完了の旨の連絡の要否およびタイミング、連絡内容、売却代金の受渡し方法等について

	項目	基本事項	備考
	および売却代金の受渡し	振込む。	ては、個別口座管理機関－質権者間の取決めによる。
4	B銀行からAへの連絡	○ B銀行は、質権実行通知をAに送付する。	<ul style="list-style-type: none"> • B銀行からAに対する質権実行通知記載内容等については、個別質権者の社内ルールに従う。

【4. 担保権設定者の振替元口座変更時の取扱い】

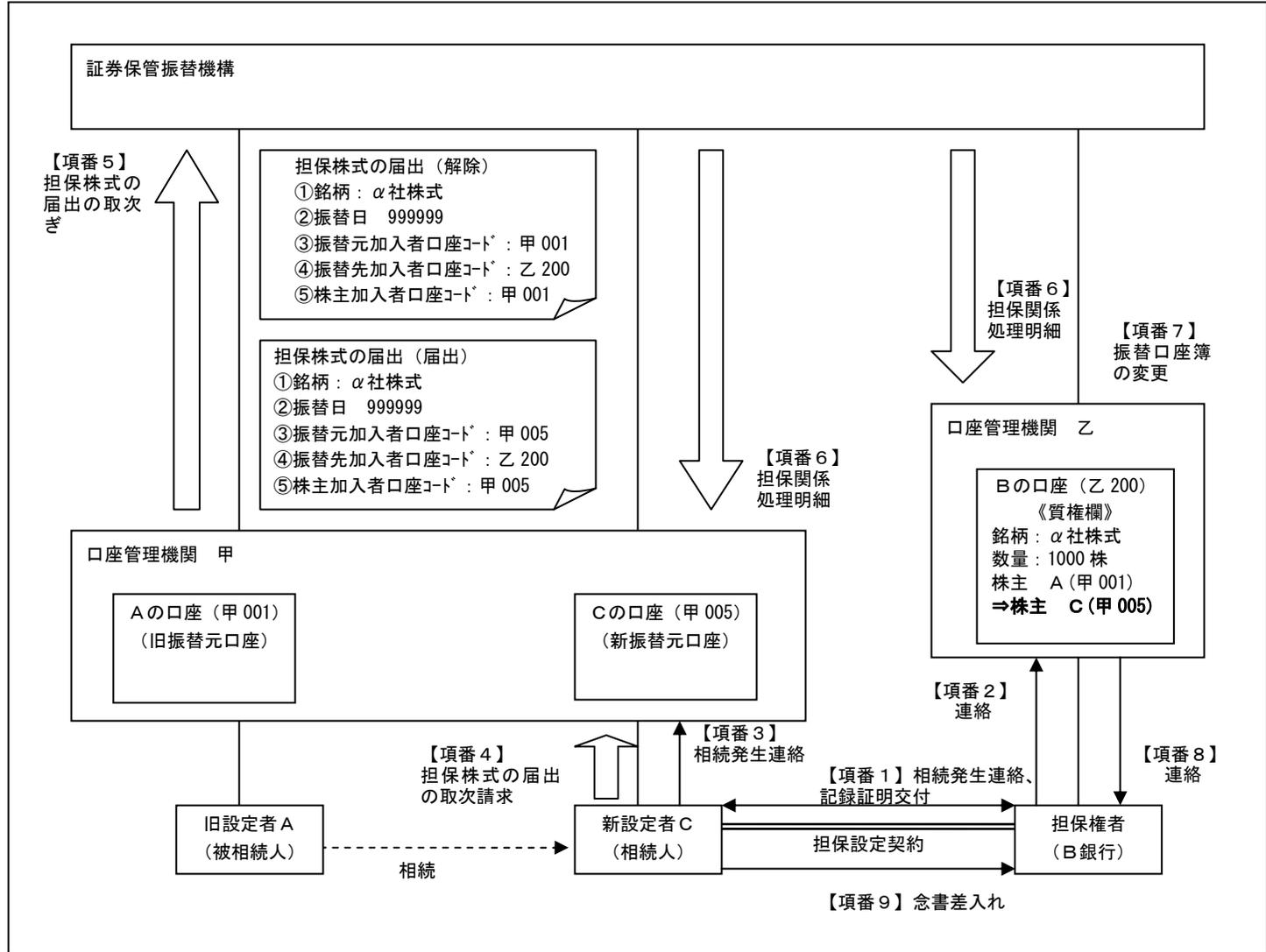
(1) 担保権設定者の振替元口座変更（設定者死亡による相続のケース）

（一般的留意点）

- 担保権設定者死亡による相続に伴い、担保株式に係る担保権設定者の振替元口座が変更される場合の手続を整理。
- 本フローでは、相続ケースとしては、以下のとおり、2つのケースを想定して整理。
 - ① 《ケース1》新旧の両設定者の口座とも同一の口座管理機関にある場合
 - ② 《ケース2》新設定者、旧設定者の口座が異なる口座管理機関にある場合
- いずれのケースにおいても、相続人においては、被相続人の取引にもとづき、担保権者である銀行か、証券取引の当事者である被相続人の口座を開設していた証券会社（口座管理機関）のいずれかを窓口として、手続を開始するものと考えられる。以下の各ケースに示すとおり、必要な手続を行うために、各金融機関が適切な説明、誘導を行う必要があることに留意。
- 本件の処理は、振替元口座の解約で処理する他の手続（合併（口座名義人が消滅会社の場合）、会社分割（記録されている株式が設立会社、承継会社に移るとき）、事業譲渡（記録されている株式が譲受人に譲渡されるとき）、個人の法人成り）にも準用する。

①《ケース1》新旧の両設定者の口座とも同一の口座管理機関にある場合

- ・ A
 ー旧設定者
 (被相続人)
 - ・ B
 ー担保権者 (銀行)
 - ・ C
 ー新設定者
 (Aの相続人)
 - ・ 甲
 ー新旧の両担保権設定者側の
 口座管理機関 (A、Cの取引証券会社など)
 - ・ 乙
 ー担保権者側の口座管理機関
 (Bの直近上位口座管理機関)
- ※担保権設定者Aの死亡により
 相続が発生。
 AがB銀行に差し入れた担保株式はCが相続し、CはB銀行との担保設定契約の継続を希望する場合を想定。
 また、新設定者Cの振替元口座は甲に開設されている。



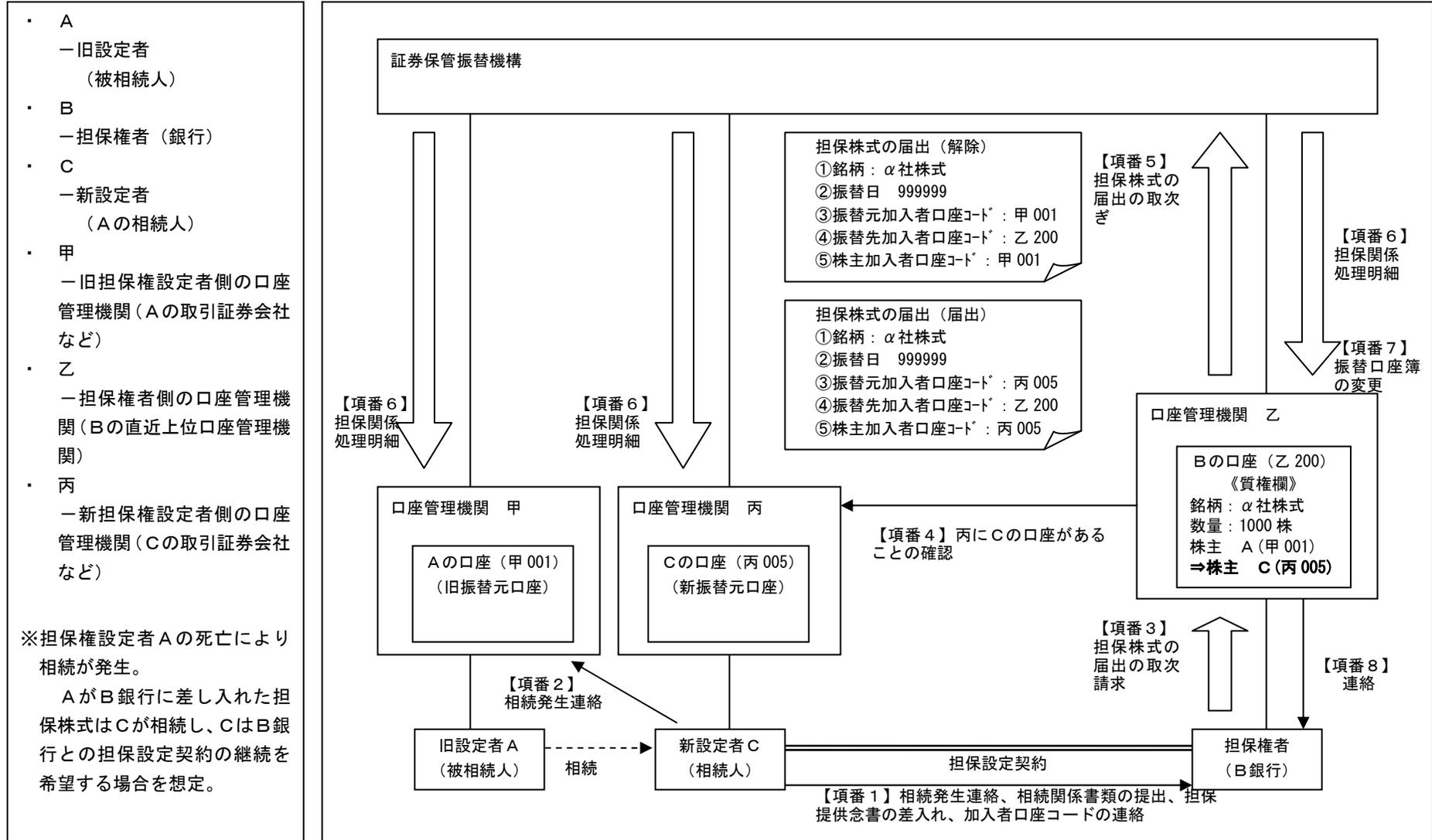
	項 目	基 本 事 項	備 考
	前提事項	○相続人兼新設定者Cは、予め口座管理機関甲に口座を開設しているか、新たに開設することが前提。	・Cが口座管理機関甲内ではなく丙に開設する口座を振替元口座とする場合は、後掲《ケース2》により処理する。
1	相続発生連絡および質権欄の記録証明の交付	○Cは、A死亡の事実をB銀行へ伝え、B銀行から、乙の質権欄のうち、Aを質権設定者（甲001を振替元口座）とする残高について記載した書面の交付を受ける。	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行では、Cが口座管理機関甲において口座を有するか、または開設する予定か否かを確認する。 ・甲に口座を有するか、開設する予定がある場合には、Cに対し、口座移管や担保振替元口座の変更について、口座管理機関甲において手続を行う旨誘導する。 ・甲では乙の質権欄に記録された内容を知ることができないため、Cに左記書面を発行、交付する。 ・この手続は、被相続人の預金残高証明の発行依頼に準ずる取扱いを想定（例えば、Cは戸籍簿謄本と自己の印鑑証明を提出のうえ発行を依頼する。）。なお、この手続と同時に、【項番9】の担保提供念書の差入手続を併せて行うことも考えられる。 ・本書面は、左欄のとおりB銀行発行の書面をよく、口座管理機関乙発行書面であることを要しない。 ・Cが、本取扱いに先立って、【項番3】の口座管理機関甲への手続依頼を行った場合は、甲は、甲における事務の必要書類としてB銀行において本書面を取得するよう、Cを誘導する。 ・なお、甲のA口座に残高がなく、Aが債務者兼担保権設定者であるケースにおいて、B銀行で相続に伴う債務引受の手続を行う場合のように、CがB銀行経由で

	項 目	基 本 事 項	備 考
			乙に対し「担保株式の届出（届出解除）」の取次ぎを請求し、B銀行において必要な相続手続を行うこともあり得る。
2	B銀行から乙への連絡	○Cから【項番1】の連絡を受け、B銀行は、口座管理機関乙に対し、Aの相続に伴う設定者の加入者口座コードの変更が予定されていることを連絡する。	
3	甲への相続発生の連絡・相続手続	○Cは、口座管理機関甲に対し、A死亡によりAの口座の株式（当該A口座を振替元口座とする担保分を含む）等をCが相続する旨を連絡する。 ○Cは、口座管理機関甲の指示に従い相続手続を行う（Cは、甲に対し、相続手続に必要な書類を提出（含む【項番1】の質権欄記録証明、【項番4】の担保株式の届出の取次ぎ請求））。	・相続に伴う担保株式の届出の取次ぎの請求（【項番4】）を含め、相続確認の具体的な手続内容は、証券会社の実務による（遺産分割協議書など）。
4	相続に伴う担保株式の届出の取次ぎの請求	○Cは、口座管理機関甲に対し、相続に伴う担保株式の届出（届出および解除）の取次ぎを請求する。	・本項の手続は、【項番3】とともに行われるが、手続の順序を明示するために分けている（【項番3】の基本事項参照）。

	項 目	基 本 事 項	備 考
5	担保株式の届出の取次ぎ	<p>○甲は、Cから【項番4】の取次ぎの請求を受けた場合、機構に対し、当該届出の取次ぎ（担保株式の届出（解除）および担保株式の届出（届出））を行う。</p> <p>《担保株式の届出（解除）の主な項目》 銘柄コード：12340 振替日：999999 加入者口座コード（振替元）：甲 001 加入者口座コード（振替先）：乙 200 加入者口座コード（株主）：甲 001</p> <p>《担保株式の届出（届出）の主な項目》 銘柄コード：12340 振替日：999999 加入者口座コード（振替元）：甲 005 加入者口座コード（振替先）：乙 200 加入者口座コード（株主）：甲 005</p>	
6	担保関係処理明細の送信	○機構は、当該届出にもとづき、口座管理機関甲および乙に対して「担保関係処理明細」を通知する。	
7	乙による振替口座簿の変更	○乙は、「担保関係処理明細」によって振替元口座の変更を確認し、B銀行の口座の質権欄に記録された株主の加入者口座コード(甲 001)を、通知された変更後の加入者口座コード(甲 005)に変更する。	<ul style="list-style-type: none"> ・乙は、事前にBから振替元口座が変更となる予定である旨の連絡を受けている【項番2】。 ・乙による振替口座簿の変更日付は、「担保関係処理明細」を受領した日（社株法第139条）。

	項 目	基 本 事 項	備 考
8	乙からB銀行への連絡	○乙は、振替元口座変更完了の旨をB銀行に連絡する。	
9	CからB銀行への念書 差入(銀行固有の実務)	○Cは、B銀行に対して、次の内容を記載した担保提供念書を差し入れる。 《念書の記載事項の例》 ① Aの死亡に伴う相続により、Cが、AがB銀行に差し入れた担保株式(α社株式1000株)の提供者たる地位を承継する旨 ② 引続き担保提供する旨 ③ 振替元口座の変更の旨(含む変更後の振替元加入者口座コード)	

②《ケース2》新設定者、旧設定者の口座が異なる口座管理機関にある場合



	項 目	基 本 事 項	備 考
	前提事項	○相続人兼新設定者Cは、予め口座管理機関丙に口座を開設しているか、新たに開設することが前提。	<ul style="list-style-type: none"> ・ Cは、口座管理機関丙に対し、担保株式に係る振替元口座となる旨を連絡するとともに、Cが当該C口座に係る加入者口座コードを照会した場合には、丙は当該コードを伝える。 ・ Cが丙に対し加入者口座コードを照会する際、丙は、当該口座が振替元口座となるか、Cに確認することも想定される。 ・ 本ケースでは、口座管理機関甲における相続手続（【項番2】特に相続する株式がある場合にA口座から口座管理機関丙のC口座への振替等）と、担保設定者の地位を相続承継することに伴う振替元口座変更に係る相続手続（【項番1】具体的には口座管理機関乙における担保株式の届出を行ううえで必要な手続）がそれぞれ必要となる点に留意。特に、口座管理機関甲およびB銀行において複数の手続が必要となる点、顧客Cへの説明など十分理解が得られるよう留意する必要あり。 ・ Cが口座管理機関甲に開設する口座を振替元口座とする場合は、前掲《ケース1》により処理する。

	項 目	基 本 事 項	備 考
1	相続発生連絡、相続関係書類の提出（担保提供念書の差入れ等）	<p>○CからB銀行に対し、A死亡によりAの口座の株式等をCが相続する旨を連絡する。</p> <p>○B銀行は、Cから、振替元口座の変更手続に必要な書類の提出、および、担保提供念書の差入れを受ける。</p> <p>《担保提供念書の記載事項の例》</p> <p>①Aの死亡に伴う相続により、Cが、AがB銀行に差し入れた担保株式（α社株式1000株）の提供者たる地位を承継する旨</p> <p>②引続き担保提供する旨</p> <p>③振替元口座の変更の旨（含む変更後の振替元加入者口座コード）</p> <p>○Cは、口座管理機関丙に開設するCの口座の加入者口座コードを丙に確認し、B銀行に連絡する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座管理機関乙による担保株式の届出取次ぎ請求に係る相続確認の具体的な手続内容は、証券会社（口座管理機関）の実務による（遺産分割協議書など）。 ・ B銀行は、乙が担保株式の届出を行うに際して受け入れる書類に加え、担保提供念書の差入れを受ける（B銀行の融資固有の事務として必要）。
2	甲への相続発生連絡・相続手続	<p>○Cは、口座管理機関甲に対し、A死亡によりAの口座の株式等をCが相続する旨を連絡する。</p> <p>○Cは、口座管理機関甲の指示に従い、相続手続、口座管理機関丙のC口座への移管手続を行う（Cは甲に対し相続手続、移管手続に必要な書類を提出）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ A口座に残高がなく、担保の振替元口座のみの取扱いの場合には、左記の手続は要しない。 ・ 【項番2】は【項番3】以降とは独立しているため、順番の先後を示すものではない。

	項 目	基 本 事 項	備 考
3	相続に伴う担保株式の届出の取次ぎの請求	○Cから【項番1】の連絡等を受け、B銀行は、口座管理機関乙に対し、Aの相続に伴う担保株式の届出（届出および解除）の取次ぎを請求する。	
4	Cの口座が丙にあることの確認	○口座管理機関乙は、B銀行から【項番3】の請求を受けた場合、Cの口座管理機関丙に対し、Cの口座が丙に開設されていることを確認する。	・
5	担保株式の届出の取次ぎ	<p>○乙は、機構に対し、当該届出の取次ぎ（担保株式の届出（解除）および担保株式の届出（届出））を行う。</p> <p>《担保株式の届出（解除）の主な項目》 銘柄コード：12340 振替日：999999 加入者口座コード（振替元）：甲 001 加入者口座コード（振替先）：乙 200 加入者口座コード（株主）：甲 001</p> <p>《担保株式の届出（届出）の主な項目》 銘柄コード：12340 振替日：999999 加入者口座コード（振替元）：丙 005 加入者口座コード（振替先）：乙 200 加入者口座コード（株主）：丙 005</p>	

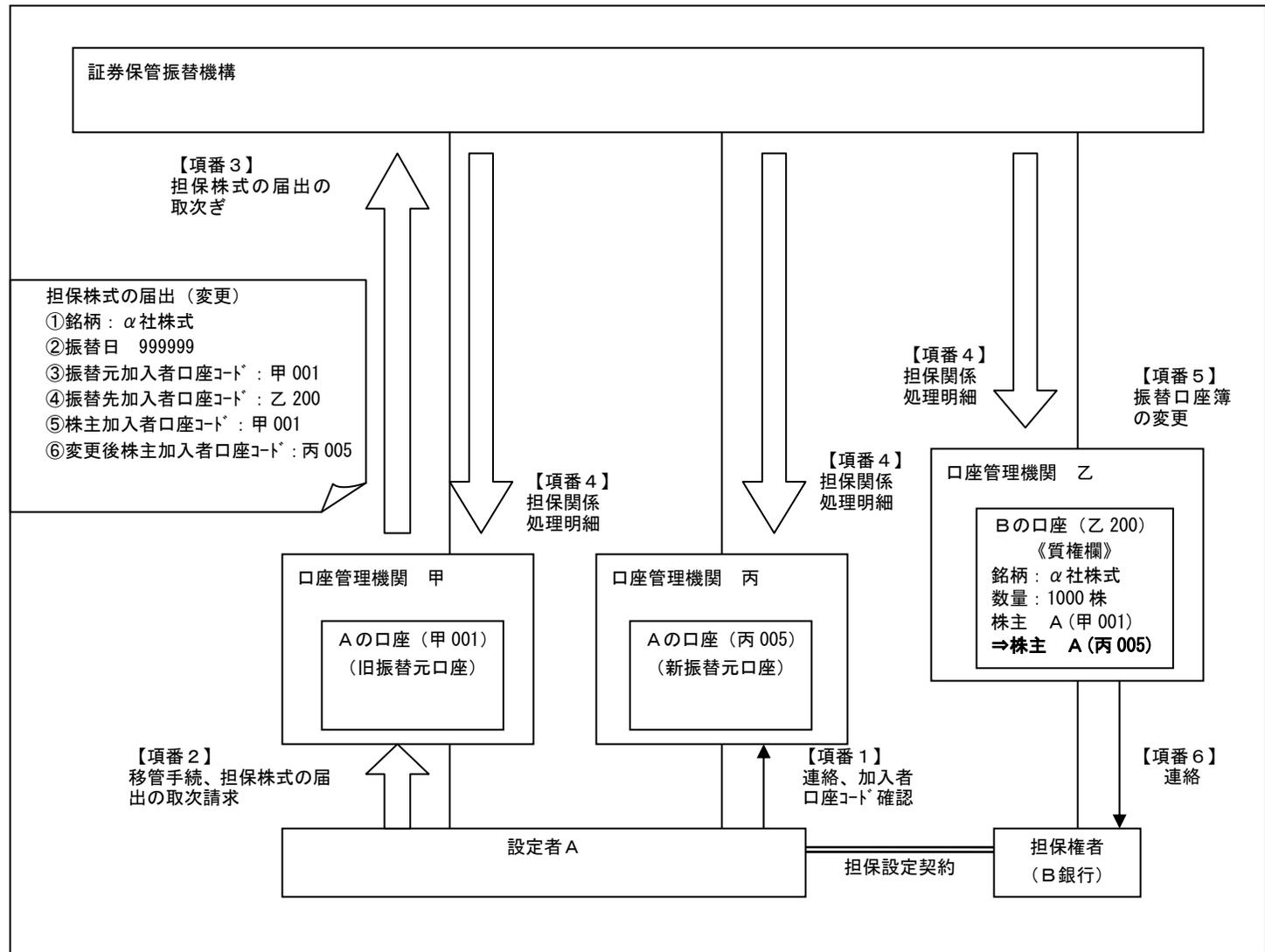
	項 目	基 本 事 項	備 考
6	担保関係処理明細の送信	○機構は、当該届出にもとづき、口座管理機関甲、乙および丙に対して担保関係処理明細を通知する。	<ul style="list-style-type: none"> 担保株式の届出の処理明細＝乙、丙に通知。 担保株式の解除の処理明細＝甲、乙に通知。
7	乙による振替口座簿の変更	○乙は、「担保関係処理明細」によって振替元口座の変更を確認し、B銀行の口座の質権欄に記録された株主の加入者口座コード(甲 001)を、通知された変更後の加入者口座コード(丙 005)に変更する。	<ul style="list-style-type: none"> 乙による振替口座簿の変更日付は、「担保関係処理明細」を受領した日(＝担保株式の届出を行った日)。
8	乙からB銀行への連絡	○乙は、振替元口座変更完了の旨をB銀行に連絡する。	

(2) 担保権設定者の振替元口座変更（単に同一設定者が口座変更するケース）

（一般的留意点）

- 担保権設定者(A)が、株式担保に係る振替元口座を開設していた口座管理機関(甲)から他の口座管理機関(丙)に口座に移管する場合の、振替元口座の変更の手続を整理。
- 甲におけるA口座に残高があることが通常であり、残高がなく口座廃止になるケースは極めて少ないことを前提として整理する。したがって、振替元口座の変更に関する「担保株式の届出（変更）」の取次ぎ請求などの手続は、甲において行うことで整理する。なお、残高がないケースでは、担保権者（B銀行）を経由して、担保権者の口座を開設する口座管理機関（乙）により、「担保株式の届出（変更）」の取次ぎ請求を受付けることもあり得る。

- ・ A
— 設定者
- ・ B
— 担保権者（銀行）
- ・ 甲、丙
— 担保権設定者側の口座管理機関（Aの取引証券会社など）
- ・ 乙
— 担保権者側の口座管理機関（Bの直近上位口座管理機関）



	項 目	基 本 事 項	備 考
1	丙への連絡、加入者口座コードの確認	○担保権設定者Aは、口座管理機関丙に対し、甲にある口座（甲 001）の移管に伴い、丙に開設した口座（丙 005）を株式担保の振替元口座とする予定であることを連絡するとともに、丙にある口座（丙 005）の加入者口座コードを確認する。	
2	移管手続、担保株式の届出の取次ぎの請求	○Aは、口座管理機関甲に対し、Aの口座（甲 001）の残高について、口座管理機関丙のA口座（丙 001）に振替により移管する手続を依頼する。 ○Aは、口座管理機関甲に対し、担保株式の届出（変更）の取次ぎを請求する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 残高がある場合の移管手続は、Aが甲に振替申請することにより行う。 ・ 甲では、振替先照会を行うことを前提にすると、Aから丙の証明書などは不要（丙のA口座の加入者口座コード（丙 001）のみあればよい。）。 ・ 残高がない場合、担保株式の届出以外に移管手続は不要。 ・ 残高がない場合、上記特段の移管手続がない場合には、甲に限らずB銀行・口座管理機関乙においても担保株式の届出（変更）の取次ぎの請求を受けることは可能（その場合、乙では丙のA口座の加入者口座コード（丙 001）のみ分かればよい。）。

	項 目	基 本 事 項	備 考
3	担保株式の届出の取次ぎ	<p>○甲は、Aから【項番2】の取次ぎの請求を受けた場合、機構に対し、当該届出の取次ぎ(担保株式の届出(変更))を行う。</p> <p>《担保株式の届出(変更)の主な項目》 銘柄コード：12340 振替日：999999 加入者口座コード(振替元)：甲 001 加入者口座コード(振替先)：乙 200 加入者口座コード(株主)：甲 001 加入者口座コード(変更後の株主)：丙 005</p>	
4	担保関係処理明細の送信	<p>○機構は、当該届出にもとづき、口座管理機関甲、乙、および丙に対して「担保関係処理明細」を通知する。</p>	
5	乙による振替口座簿の変更	<p>○乙は、「担保関係処理明細」によって振替元口座の変更を確認し、B銀行の口座の質権欄に記録された株主の加入者口座コード(甲 001)を、通知された変更後の加入者口座コード(丙 005)に変更する。</p>	<p>・乙による振替口座簿の変更日付は、「担保関係処理明細」を受領した日(社株法第139条)。</p>
6	乙からB銀行への連絡	<p>○乙は、振替元口座変更完了の旨をB銀行に連絡する。</p>	

平成 19 年 12 月 21 日
全 国 銀 行 協 会

株券電子化後の新振替制度における有価証券担保差入証 に係る留意事項

1. 本留意事項の位置付け

- 現在、株券を中心とする有価証券を対象とした有価証券担保の設定等に係る書面としては、当協会における会議資料として参考配布された「有価証券担保差入証」が広く流布され、専門書などにも掲載、紹介されているところである。この「有価証券担保差入証」は、当協会において正式に作成したひな型ではないが、先の事情により、当協会会員銀行のみならず、有価証券担保を利用する法人、個人においても、同様の差入証をそのまま、あるいは必要な修正等を行って利用されている。
- 株券電子化等に係る新振替制度では、現行利用されている現物証券を中心とした株式担保から設定手続等に大きな違いが存在する。当協会においても、新振替制度では、株式担保について、設定等はどうのような事務手続になるのか、一定のモデルを想定して参考例を検討し、公表しているところである（「株式電子化に伴う株式担保に係る想定事務フロー（公表資料）について」（全銀協ホームページ、平成 19 年 4 月 25 日付ニュース・リリース欄に掲載。以下、「全銀協想定事務フロー」という。）。検討過程では、現行の「有価証券担保差入証」が共通書面として用いられていることを踏まえて、新振替制度に対応した有価証券担保差入証のひな型の検討について、会員銀行のみならず、株式担保利用者からも要請、問合せが広く寄せられていた。
- 当協会では、株式担保融資サービスは、個別金融機関や当事者の創意工夫によって利用されていることが原則であると考えているが、他方で、株券電子化に係る株式担保については、新振替制度への円滑な移行と新振替制度下における株式担保の利便性の維持・確保を目的として、前述の全銀協想定事務フローを含め、様々な検討を行い、

会員銀行および株式担保利用者のサポートを続けてきているところである。

- 上述のかつて参考として作成された「有価証券担保差入証」が広く株式担保に係るインフラとして共有化され、株式担保の利用者の高い利便性を確保してきたことを踏まえると、新振替制度における株式担保の設定にあたり作成される有価証券担保差入証について、新振替制度にもとづく差入証上の株式担保特有の共通点を検討し、明らかにすることは、株式担保の担保権者、担保権設定者等の利用者の利便性を確保するうえで、きわめて有益かつ必要なことと考える。
- 以上の観点から、当協会では、業務委員会下部の株券電子化担保実務検討部会および市場国際委員会下部の証券決済制度検討部会の合同で、新振替制度における株式担保を中心とした有価証券担保差入証の問題点を検討し、今般、本留意事項としてとりまとめたものである。
- 本留意事項については、前述のとおり、株式担保は金融機関のみならず幅広く利用され、有価証券担保差入証についても共通化されている現状を踏まえて、当協会会員銀行のみならず、現在の株式担保利用者が新振替制度においても、株式担保の有用性を享受し、関係者が株式担保の適正な利用を一層進めることができるように、広く公表するものである。
- なお、前述したように、株式担保融資サービスは、個別金融機関や当事者の創意工夫によって利用されていることが原則と考える。したがって、本留意事項はあくまでも、新振替制度における有価証券担保差入証作成にあたって参考となる留意点を示すに過ぎず、一部差入証上の規定文言を示す場合も単なる例示であって、各担保権設定者、担保権者において締結される担保権設定契約の内容を拘束するものではないことについて申し添える。

2. 契約締結方式について

- 現行の株式担保の設定にあたっては、「有価証券担保差入証書」をもって差入方式により担保権設定契約が締結されることが一般的である。新振替制度においても、この差入方式を踏襲することで問題はないものとする。なお、引き続き差入方式による場合には、担保権設定者に対し、当該担保権設定契約の内容が適切に理解され

ていることなどに留意する必要がある。

- 振替株式を対象とする株式担保では、現物の「差入」ではないことを踏まえ、「差入証書」とせず、「有価証券担保提供証書」という名称を用いることも考えられるが、内容において異なることはない。

3. 対象範囲について

- 現行の有価証券担保差入証は、同一差入証において、同一債務者(あるいは同一担保権設定者)が担保として差し入れる有価証券を包括的に対象とし得るものとして規定されていることが一般的である。
- 新振替制度以後は、「有価証券担保」といった場合でも、これまでのように現物を前提にしつつ株式、社債等を包含するだけでなく、現物証券かペーパーレス化された証券かといった種別も包含してしまうことになる。株式を中心に有価証券担保の対象範囲を整理したものが、以下の表である。

	対 象	
①	「有価証券」すべて	
②	ペーパーレス化有価証券（振替法対象の権利等）と現物有価証券を区別	
③	株式のみ	株式すべて
④		株券不発行会社株式と現物株券を区別
⑤		振替株式のみ

- 現行どおり、有価証券すべてを対象とする場合（①）には、担保目録の記載において、分類を行ったうえで、(ア)それぞれの有価証券に必要な規定を設けるか、(イ)差入証上は共通規定のみ記載し、各有価証券に特有の規定は別添等によるか、といった方法が考えられる。しかし、この場合は、いずれにしても差入証としては現行より複雑になる可能性がある。
- ペーパーレス化有価証券と現物有価証券を区別する場合（②）には、後者は現行有価証券担保差入証を使用し、前者については、新振替制度に特有の条項を現行差入証に追加、修正して設けることになる（この場合の前者の取扱いについては、本留意事項の後掲の諸点が参考になる。）。ただし、ペーパーレス化有価証券の中でも、振替株式、振替社債等、それぞれに特有の条項を設けるか否かといった検

討が必要になる。結果として、①の場合と同様に複雑になる可能性がある。

- 現在の有価証券担保の大宗が株式であることを踏まえ、株式に限定して差入証を作成することも考えられる。その場合は、すべての株式を対象とするか(③)、担保対象で分けるか(現物株券か振替株式を含む株券不発行会社株式)(④)、振替株式に限定するか(⑤)、対応が分かれ得る。③の場合には、①と同様に、ペーパーレス化株式と現物株券について、上記(ア)、(イ)のような対応が考えられ、いずれにしても差入証が複雑になる可能性がある。また、④の場合は、②と同様の指摘ができるほか、株券不発行会社株式については、新振替制度によるものと、非上場会社の株式のように担保権設定の第三者対抗要件を株主名簿において行うものとの相違があるので、このような相違をどの程度条項として規定するかという問題がある。
- ⑤のように「振替株式専用」として差入証を策定することも考えられる。その場合は、規定は比較的簡潔に整理が可能となる。他方で、同一債務者(あるいは同一担保権設定者)の有価証券担保を一覧できないので、有価証券ごとに差入証を作成する必要がある。また、会社法において株主に割り当てられるものが、株式だけでなくなっていることや、担保対象株式の発行会社が非上場会社となり株券が発行される場合(あるいは株券不発行会社のままである場合)等、振替株式以外の取扱いなども射程に入れるときは、それぞれに対応した規定が必要となり得る。差入証上対象とする「有価証券」についてより対象を明確化するために、例えば、「本差入証において、『有価証券』とは、〇〇、〇〇、〇〇を意味する」というような定義規定を置くことも考えられる。
- 対象をどのように限定するかは、各担保権設定者、担保権者におけるニーズ、担保管理の方法などによる。本留意事項では、参考として、「振替株式専用」を想定して記載している(ただし、一定の場合には、現物株券をも対象とする場合もカバーし得ることも想定している。)

4. 差入文言および担保設定期日について

- 現行利用されている差入証上の基本的な記述は、引き続き使用可能と考える。

- 差入文言としては、次のような記載が考えられる（なお、振替による担保設定のモデルフローについては、前述の全銀協想定事務フローを参照されたい。）。

【例 1】「担保として提供します」

※ 設定の効力としては十分と考える。

【例 2】「当該有価証券について、法律上必要とされる担保権設定要件及び第三者対抗要件を備える方法で担保を提供します」

※ 担保権設定要件等を備えることを明確化する場合において、一定の行為を担保権設定者に要求する趣旨。

【例 3】『『社債、株式等の振替に関する法律』（平成 13 年法律 75 号）等にもとづき、振替の方法によって担保を提供します」

※ 振替株式に限定した場合で、担保権設定者の行為をより具体的に要求する場合（さらに具体化すると、担保権者である銀行が指定する口座への振替による旨を記載。）。現行の差入証が、「差し入れる」という具体的な行為（および対抗要件具備の方法）を明確に規定していると考えれば、振替株式の場合の具体的設定方法（および対抗要件具備の方法）を差入証上明確に求めるとすると、上記のような記載が考えられる。

【例 4】「銀行所定の方法により担保として提供します」

※ 【例 3】まで記載せずに、「銀行所定の方法」と幅を持たせる記載も考えられる。振替株式の担保設定では、いずれにせよ、別書面をもって手続の明示や必要な情報の取得などが行われることになると考えられるため、上記のような簡潔な記載にとどめておくことも考えられる。

- 担保権設定期日については、現行差入証上の日付は、合意日＝差入日＝設定日として取り扱われているものと考えられるが、今後は、振替が実際に行われ、銀行の口座に記録されて効力を発生させることになる。
- 振替株式については、手続上、担保権設定者側で、振替の申請を行う必要があり、当該申請にもとづき、振替が行われる必要があるため、担保権設定者の手続を促すことを目的とし、差入文言等に、一定期日までに振替を完了するよう手続を行う旨（例えば、「〇月〇日までに当該振替を行います」）を記載することが考えられる（こ

の場合は、差入文言として、担保権設定者に具体的な行為を要求する趣旨での記載がなされることが想定される。例えば、上記【例3】のような記載。)

5. 担保目録について

- 担保目録については、現行差入証と同様の記載項目になると考える。
- なお、上記2.において指摘しているように、対象範囲により、担保目録の記載は有価証券ごととすることなどが考えられ、対象範囲を振替株式のみに限定しない場合は、記載について留意する必要がある(例えば、有価証券の態様によって、それぞれ特有の条項を設ける場合には、その適用関係を明確にする記載が必要と考える。)

6. 質権と譲渡担保の区分

- 現行の有価証券担保差入証は、差入文言において、「担保として・・・差し入れました」とし、質・譲渡担保を区別しない取扱い。
- 新振替制度上は、銀行が指定する差入先の区分口座により、質なのか、譲渡担保なのかが明確に区別される。したがって、差入証上もあらかじめ区分しておくことも考えられる。
- 差入証上区分しない場合も、差入先の口座を一定の形式で銀行使用欄や別途書面に記載することになると考える。
- なお、新振替制度上、略式担保から登録担保への変更は、担保権者の請求により可能となる。例えば、質権欄に記載された株式については、略式質の取扱いになることが原則であるが、これを登録質とする場合は質権者の申出により行う(質権者の氏名等を総株主通知の際に発行者に通知し、この情報が株主名簿に記載される取扱い。)。したがって、権利保全などのために、略式質を登録質とすることがある旨を規定しておくことが考えられる。
- 略式譲渡担保とする場合には、あらかじめ担保権者が一定の手続を行う必要がある(総株主通知において担保権設定者を株主として通知するよう申し出る(特別株主の申出。))。この取扱いについても、譲渡担保であることを明示したうえで、特別株主の申出を行うことを規定する、あるいは、権利保全などのために、特別株主の取扱いをやめて、登録譲渡担保とする場合がある旨を規定することが考えられる。

- 上述のように略式担保から登録担保へ変更する取扱いについて規定することは、担保権者側の一方的な請求により変更できることとなるため、担保権設定者に対して、このような取扱いがなされる結果、発行会社に対する担保権設定に関する匿名性が破られることとなる旨が適切に理解されている必要があり、規定上明らかにしておくことが必要と考えられる。
- 質権と譲渡担保の区分については、全銀協「株券電子化に伴う株式担保の一斉移行対応（Q & A）（第2版）（公表資料）」（全銀協ホームページ、平成19年12月21日付ニュース・リリース欄に掲載。）の【Q10】等を参照されたい。

7. 担保の処分

- 質権と譲渡担保の区分に応じて、処分方法を分けて記載することも考えられるが、現行の差入証の規定を引き続き使用することに特段の問題はない。
- なお、新振替制度における担保権実行のモデルフローについては、全銀協想定事務フローを併せて参照されたい。

8. 担保の解除

- 新振替制度のもとでは、担保権設定者の口座に振り替えることにより返戻することとなるが、当該返戻先口座の取決めについて規定しておく必要があると考えられる。規定としては、銀行が定める方法により行う旨を規定することが考えられる。
- 具体的な手続としては、都度、解除依頼書の提出を求め、解除依頼書に記載された口座を返戻先口座として取扱う、などの方法が考えられる。
- なお、新振替制度における担保解除のモデルフローについては、全銀協想定事務フローを併せて参照されたい。

9. 増資新株等の取扱い

- 現行の有価証券担保差入証では、担保株式に新株の割当てがあった場合に、増担保として、新株予約権等の差入れを求める取扱いになっている。
- 新振替制度のもとでは、会社法にもとづくコーポレート・アクション

ンにより、担保株式について併合、分割、割当て等が行われる場合は、口座を通じて行われることになる。この場合の口座は、担保権設定者である株主の口座において行われる場合と、担保権者である銀行の口座における担保株式の記録にもとづき当該口座において行われる場合があり得る。

- こうしたすべてのコーポレート・アクションを場合ごとに規定すると、差入証の記載はきわめて煩雑になり、当事者の理解を困難にする可能性がある。したがって、簡潔かつ包括的な規定を設けることで対応することが考えられる。具体的には、対象となっている担保株式に関して、担保権設定者が振替株式を受け取った場合には銀行の担保口座に振り替える、株式以外の有価証券を受け取った場合には当該有価証券に応じた担保権設定の手続をする、といったことを求める規定や、より包括的に、担保権設定者が受け取った株式等について銀行の指定する方法により担保権の設定をするよう求める旨を規定することが考えられる。なお、譲渡担保の場合は、担保の効力がどの範囲まで及んでいるか明確でない場合もあり得るので、会社法の規定にもとづき、会社法における質権の効力と同様の内容を差入証上明記することも考えられる。
- 本取扱いに関し、具体的には、「担保株式について、株式等の割当て、株式分割等が行われた場合において、設定者の口座に株式等の記載又は記録がされたときは、当該株式等を増担保として提供いたします。」「担保株式について、当該担保株式が記載又は記録されている口座に株式等の増加等の記載又は記録がされたときは、当該株式等を増担保として提供されたものとして銀行が扱うことに同意いたします。」「担保株式について、会社法第151条（第8号を除く。）に規定する金銭等の交付を受けたときは、当該金銭等を増担保として銀行所定の方法により提供いたします。」といった記載が考えられる。
- 上記3.との関連で、担保対象を振替株式以外に広げる場合には、本取扱いの記載は、さらに複雑になる可能性もあり、記載内容については対象となる有価証券の範囲等を含めた検討が必要となる。例えば、振替株式と現物株券の両方を対象とする場合には、後者については、現行差入証と同様の規定を残し、振替株式対応の規定と併記することも考えられる（ただし、この場合は、上記3.でも指摘

したように、どの種類の担保株式がその規定と対応しているのか明確にする必要があり、複雑になる可能性もあるので注意が必要である。)

- なお、振替株式専用とした差入証において、当該株式発行会社が非上場会社となった場合を想定し、新たに発行される株券の提供ないし登録担保への移行による担保保全について規定することも考えられる。
- 担保権設定者に代わって、払込手続を行った場合の費用等の負担に関する規定については、現行差入証の規定と同様の規定を設けることが考えられる。
- 配当金等、担保権設定者が株主として受領する金銭について、担保権者が直接受領する場合の手続に関しては、現行差入証の規定と同様の規定を設けることが考えられる。会社法等の規定との関係で、配当金等の受領方法について、株主である担保権設定者と発行会社との間でどのような取決めを行うことになるか、担保権設定時の確認が必要となることもあり得る。

10. 免責

- 現行有価証券担保差入証と同様の規定を設けることが考えられる。
- 担保解除時において、担保権設定者に解除依頼書の提出を求める場合は、免責規定に当該解除依頼書を追記することが必要になると考えられる。
- 現物株券を対象とする「提出公告」やその他の有価証券を想定した「償還公告」「担保有価証券の取立」といった記載は、振替株式のみを対象とする場合は不要となるが、担保対象との関係で留意が必要となる（上記3. 参照）。

11. 担保保存義務の免除、代位

- 現行有価証券担保差入証と同様の規定を設けることが考えられる。

12. 口座の維持

- 新振替制度のもとでは、証券会社等において作成される振替口座簿において、株主の権利等の取扱いを含め株主の管理が行われることが前提となっており、担保権設定者においてもどこかに必ず口座が

開設されている必要がある。他方で、証券会社の保護預りに係る実務上は、口座管理手数料の不払等を理由に強制的に口座が解約される事態もあり得、そのような事態が発生した場合は、銀行の担保管理上支障をきたすことにもなり兼ねない。したがって、担保権設定者に対して口座維持を求める規定などの対応について留意する必要がある。

13. その他新振替制度との関係で留意すべき点

- 新振替制度においては口座間の振替により担保についても手続を行うことになるが、担保権設定者の口座、担保権者である銀行の口座に関する口座情報（口座コードといった情報など）について、差入証に記載すべきかは、担保解除手続なども踏まえ検討が必要である。
- 担保に係る諸書類の管理等の観点から、文書を複数にすることは望ましくないとの指摘もある一方、当該口座情報の記載が当事者の権利義務に影響を与える可能性があるとの指摘もある。
- 担保の設定手続や解除手続などの円滑かつ分かりやすさといった観点も勘案し、差入証とは別書面として記載していくことも考えられる。

以 上

口座振替受付整理票
(質権設定用・譲渡担保用)※ 該当する方に○を付けてください。

(別添 3)

		申請日	西暦	年	月	日
ご住所	〒					
	(フリガナ)	お電話 ()-()-()				
ご氏名	(フリガナ)					

振替ご指示日	西暦	年	月	日
--------	----	---	---	---

お取扱店	お客様の口座番号	扱者

<振替元(渡方)口座明細>

口座管理機関名	部支店コード	口座名
加入者口座コード		
機構加入者コード		

<振替先(受方)口座明細>

口座管理機関名	部支店名	部支店コード	口座名
加入者口座コード			
機構加入者コード			

質権株式の株主・特別株主の加入者口座コード

<振替株式等の明細>

株式:株数、CB:千円単位、ETF:口数、新株予約権:口数

銘柄コード	銘柄名	数量	備考

株式等振替制度による振替株式等について、上記のとおり口座振替の申出を受付致しました。本受付整理票は、お客様から振替の申出を受け付けた旨の書面であり、譲渡、売買、質入等はありません。本受付整理票は、後日の手続において必要となることがありますので、大切に保管ください。

西暦 年 月 日

〇〇〇〇(口座管理機関名)

取扱店

TEL

受付者印

--

